

(11) 動物実験委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

動物実験委員会は、本学の動物実験等の適正な実施等について審議し、管理者に報告又は助言を行うため設置されている。

本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、管理者に報告又は助言する。

- i) 動物実験計画が基本指針等及び学内規則等に適合していることの審査
- ii) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- iii) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
- iv) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに基本指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
- v) 動物実験等の自己点検及び評価に関する事項
- vi) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

イ 組織の構成及び構成員等

動物実験委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する者として、副学長1人及び芸術・体育教育学系の准教授1人、実験動物に関して優れた識見を有する者として、自然・生活教育学系の教授2人及び講師1人、保健管理センターの教授1人、その他学識経験を有する者として、芸術・体育教育学系の教授1人の計7人により構成されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

平成27年度は、12月に審議を1回行った。

イ 審議された主な事項

「平成27年度動物実験計画の審査等スケジュール」について審議した。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

年度中に2回、各学期開始前に、本学教員に対して動物実験の実施計画の申請について照会した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

平成27年度は、動物実験等の実績が無かったが、今後、動物実験等を実施することとなった場合、「教育訓練の実施」及び「自己点検・評価の結果について学外者による検証を受けるための具体的な実施方法」並びに、実験動物の廃棄等について、検討が必要である。